「国分寺市立福祉センター」　及び
「国分寺市生きがいセンターとくら」
指定管理業務　企画提案書

目次

(1)　団体等の理念・姿勢 3
(2)　団体等の安定性 6
(3)　団体等の継続性 8
(4)　団体等運営の透明性･公平性 10
(5)　団体等運営における法令等の遵守状況 12
(6)　運営実績 17
(7)　効率･効果的運営への取組み状況 18
(8)　受託への熱意･意欲 19
(9)　事業運営の独創性 21
(10)　施設管理の安全性への配慮 23
(11)　利用者への対応状況(接遇･苦情対応) 26
(12)　社員等の育成状況 28
(13)　個人情報保護対策状況 30
(14)　自主事業などの提案 32
(15)　障害者の雇用状況 35
(16)　高齢者の雇用状況 36
(17)　管理運営に必要な提案金額 37
(18)　環境への配慮 39
(19)　地域雇用の状況(現状及びこれからの計画) 40
(20)　災害時の対応 41
(21)　施設の長寿命化を目的とした管理･運用方法等の提案 42

（1） 団体等の理念・姿勢

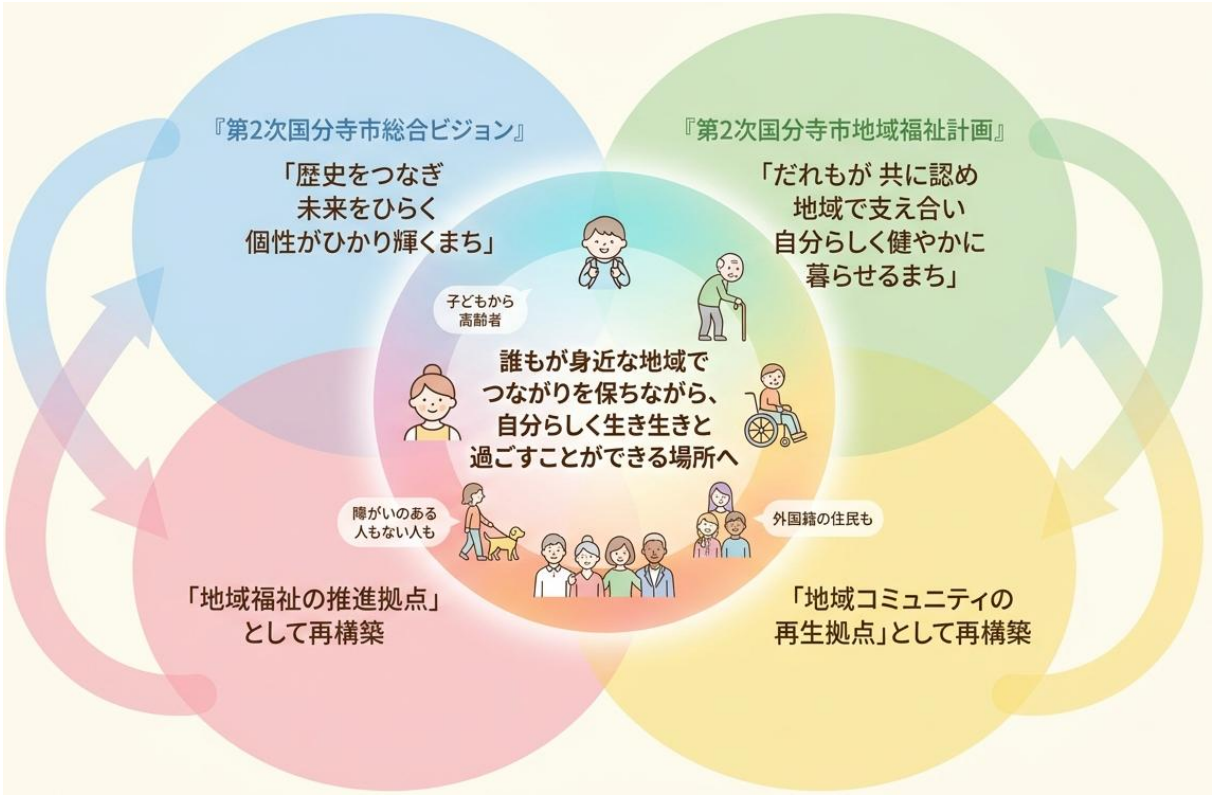
【施設の設置目的に対する理解や公共性・平等性についての考え方】

誰もが身近な地域でつながりを保ちながら自分らしく暮らせる地域福祉の推進拠点

1 社会状況における基本認識と運営における基本姿勢

人口減少や少子高齢化、現役世代の人口減少の進展に伴い、単身世帯の増加や地域コミュニティの希薄化が急速に進行しています。これに伴い、高齢者の孤立、子育て世代の負担感、生活困窮や社会的生きづらさなど、従来の行政サービスだけでは解決が困難な複雑化・複合化した課題が顕在化しています。

デジタル技術の発展や社会構造の変化に対応し、持続可能な地域社会を形成するためには、行政・市民・事業者が一体となり、地域住民一人ひとりが「サービスを受給する側」にとどまらず、地域づくりの「主体者」として参加する仕組みが強く求められています。



私たちは、「国分寺市立福祉センター」および「国分寺市生きがいセンターとくら」の運営にあたり、「第 2 次国分寺市総合ビジョン」が目指す未来のまちの姿である「歴史をつなぎ 未来をひらく 個性がひかり輝くまち」、および「第 2 次国分寺市地域福祉計画」の基本理念である「だれもが 共に認め 地域で支え合い 自分らしく健やかに暮らせるまち」の実現を目

指し、子どもから高齢者、障がいのある人もない人も、外国籍の住民も、誰もが身近な地域でつながりを保ちながら自分らしく生き生きと過ごすことができる「地域福祉の推進拠点」および「地域コミュニティの再生拠点」としての運営を目指します。

2　設置目的に対する理解

国分寺市福祉センター条例及び国分寺市生きがいセンター設置条例の規定に基づき、地域コミュニティの拠点施設として、多世代交流を通じて地域福祉の推進を図り、運営方針に基づき施設の管理運営を行います。

一体的な「地域福祉複合拠点」としての相乗効果を発揮

同一建物内の地上階（福祉センター：1 階～3 階）と地下階（生きがいセンターとくら：地下 1 階）に位置する両施設の特性を踏まえ、現状に即して柔軟な対応を行い、一体的な「地域福祉複合拠点」として相乗効果を発揮する運営を行います。

関係団体との連携促進

福祉センターにおいては、館内に拠点を置く社会福祉協議会、シルバー人材センター、障害者地域活動支援センター虹、老人クラブ連合会等の多様な活動主体の強みを最大限に引き出し、連携を促進する「ハブ機能」を果たします。

多世代交流拠点として

生きがいセンターとくらにおいては、従来からの高齢者の健康保持や交流促進の場としての役割を深めると同時に、児童館が未整備である地域課題に対応し、子どもや子育て世帯を含む全世代が日常的に集える「多世代交流拠点」としての機能を積極的に拡充します。

3　公平性・平等利用の確保とガバナンス体制

公の施設としての公共性と公平性を保持し、あらゆる市民に対して平等な利用環境を保障します。

平等利用を堅持する体制の構築

ユニバーサルデザインとアクセシビリティの保障に関して、ハード面・ソフト面双方の使いにくさを排除します。障がい者や高齢者が安全に利用できる動線の維持管理、多言語表記による案内、高齢の方には直接コミュニケーションをとるなど、視覚及び聴覚への配慮を行い、受付等での丁寧な傾聴姿勢を徹底します。

ルールにおける平等性の確保

公平性を担保するため、施設の使用承認にあたっては関係法令および条例・規則を遵守し、

原則として先着順、申し込み多数の場合は厳正な抽選を実施します。特定の団体への利用の偏りを防ぐと同時に、新規利用団体の参入や個人利用者が気兼ねなく利用できるよう、利用制度の周知と利用枠の適切な管理を行います。

情報提供における平等性の確保

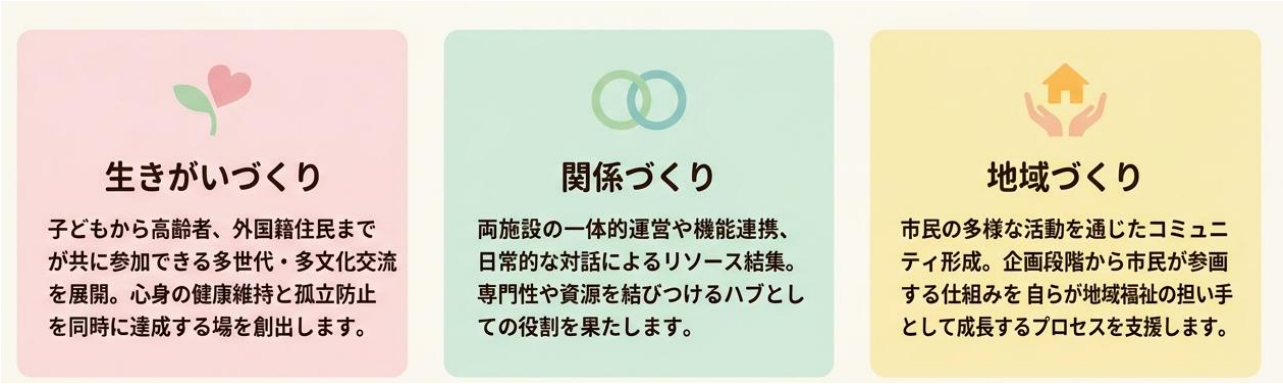
情報提供における平等性の確保としては、幅広い世代に対応する公式ホームページや SNS を活用した迅速な情報発信を行うと同時に、インターネット環境を持たない高齢者や障がい者に対しては、ポスター・チラシの配架、地域回覧板の活用、受付窓口での直接的なコミュニケーションによる多角的な周知を図り、デジタルデバイドによる情報格差を解消します。

利用者対応における平等性の確保

利用者の対応に関しては、体系的な職員研修を通じて全スタッフが設置目的と公平利用の重要性を認識する体制を構築します。四半期ごとにセルフモニタリングを実施し、利用者アンケートやご意見箱に寄せられた声を分析したうえで、業務改善を行う PDCA サイクルを確立します。

4　運営理念：「共につくる 人と人が豊かに暮らす 交流拠点」

地域コミュニティの希薄化による定年後の地域での交流の機会が減少しています。また、児童館がないこの地域は、子どもや子育て世帯の方が多世代の方と交流する場も限られています。高齢者や子育て世帯の方などすべての年代の誰もが訪れやすく、人との出会いや交流を生み出す拠点として地域での様々な活動に対応できる施設づくりに取り組みます。そして、市民をサービスの一方的な受給者ではなく、公共サービスを共につくり出す主体者と位置づけ施設をつくる姿勢を大切にします。



➢　生きがいづくり（多世代・多文化交流による心身の健康と活性化）

高齢者が健康で生きがいを持って暮らせるよう、介護予防や健康維持プログラムの充実を図ります。これに加え、子ども、若者、高齢者、外国籍住民までが共に参加できる多世代・多文化交流事業を展開し、心身の健康維持と孤立防止を同時に達成する場を創出します。

➢　関係づくり（一体的運営と市内福祉関係団体との強力な連携）

福祉センターと生きがいセンターとくらの管理運営を一体的に行い、両施設の機能連携を推進します。館内拠点団体である社会福祉協議会、シルバー人材センター、障害者地域活動支援センター虹、国際協会、老人クラブ連合会、赤十字奉仕団等との定期協議や日常的対話を重ね、専門性やリソースを結びつけるハブとしての役割を果たします。

➢　地域づくり（市民の多様な活動を通じたコミュニティ形成）

国分寺市の中心部に位置する地理的特性を活かし、市民の自主的な文化・福祉・サークル活動を後押しします。自主事業やイベントの企画運営においては、市民が企画段階から参画する「実行委員会方式」や「利用者協議会」を組織するなど、市民自らが地域福祉の担い手として成長するプロセスを支援し、多様な活動の推進を通じたコミュニティ形成を目指します。

（2）　団体等の安定性

【団体等の経営状況の安定性】

当団体は、税理士による経営状況評価を受けており、経営状況が良好であることが総評されています。以下、項目ごとに評価概要を記載します。

【収益性】

収益性に関する経営分析指標は、売上高総利益率 12.2%、経常利益率 2.1%と、一般企業と比べ、必ずしも高いとはいえないが、労働集約型産業としては安定しており、継続的に利益を計上していると評価できる。

【財務内容】

自己資本率は 54.6%と良好であると評価でき、流動比率は 194.2%となっており問題ない財務状況と評価できる。

【支払能力】

当座比率は 175.8%となっており良好であると評価できる。

【総評】

介護、福祉等の労働集約型産業であり、一般企業に比べ、収益性は高いとは言えないが、運営としては安定していると評価できる。過去の決算や業績からも継続して利益を計上しており、財務内容も毎年、向上している。したがって、総体的に経営状況は安定していると評価できる。

貸借対照表　要約

	2024年度 2025年3月31日 時点	2025年度 2026年3月31日 時点
資産の部		
流動資産	6,600,636,809	6,474,838,804
固定資産	1,003,850,006	1,055,015,384
負債の部		
流動負債	3,492,936,815	3,334,801,605
固定負債	100,228,762	82,923,745
純資産の部		
出資金	2,192,976,089	2,231,119,816
利益剰余金	1,818,345,149	1,881,009,022
その他利益剰余金	1,813,145,149	1,864,569,022
うち当期純利益	56,198,582	62,663,873

損益計算書　要約

	2024年度 2024年4月～ 2025年3月	2025年度 2025年4月～ 2026年3月
事業活動総収入	17,576,903,756	18,670,727,093
事業活動総費用	15,659,725,503	16,400,423,324
事業活動総利益	1,917,178,253	2,270,303,769
法人運営維持費	1,744,005,849	1,920,447,888
事業利益	173,172,404	349,855,881
事業活動外収益	40,166,678	43,859,137
事業活動外費用	30,427,799	10,304,354
経常利益	182,911,283	383,410,664
特別利益	59,169,225	3,306,272
特別損失	176,351,510	149,429,425
税引前当期純利益	65,728,998	237,287,511
法人税等	9,530,416	174,623,638
当期純利益	56,198,582	62,663,873

（3）　団体等の継続性

【団体等の設立から何年経過しているか】

団体設立から 39 年の実績

1987 年、当法人の母体であるセンター事業団設立してから、**今年３９年**を迎えます。働く人びとや市民がみんなで出資し、みんなで経営に参加し民主的に事業を運営し、責任を分かち合って、人と地域に役立つ仕事を自分たちでつくる協同労働の協同組合です。全国に 20 の事業本部を置き、400 以上の事業所で約 1 万人が就労しています。

法人の沿革

失業者・中高年の仕事づくり―「事業団」の出発と成長
1971　兵庫県西宮市で高齢者事業団が誕生
1979　全国から 36 の事業団が集い「中高年雇用・福祉事業団全国協議会」を結成
1982　全国協議会が直接運営に携わる「直轄事業団」設立
「労働者協同組合」（ワーカーズコープ）としての旅立ち
1986　労働者協同組合への組織的発展を決定　協議会から連合会へ
1987　直轄事業団と東京事業団が統合　モデル労協としての「センター事業団」を設立
労働者協同組合への改革・高齢者協同組合づくり
1992　労働者協同組合「新原則」を確立　連合会が国際協同組合同盟(ICA)に加盟
1993　映画「病院で死ぬということ」の制作・上映運動に取り組む
1994　地域福祉事業所第 1 号開所
1995　三重県で全国初の高齢者協同組合が誕生
1997　「協同労働の協同組合」を定義
1998　「労働者協同組合法制定推進本部」発足
地域福祉事業所づくり・新しい福祉社会の創造へ
2000　「協同労働の協同組合法制化をめざす市民会議」を結成
2001　特定非営利活動法人ワーカーズコープ設立
2002　第 23 回全国総会で「協同労働の協同組合」の新原則を確立
2003　東京で学童保育室をスタート　子育ち支援事業を開始
2004　「社会連帯委員会」設立　指定管理者として公共施設の管理・運営を担う
2005　東京都で公立保育園を運営
協同労働の協同組合」の法制化・完全就労社会の実現へ
2007　地域若者サポートステーションを受託
2008「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）を考える議員連盟」が発足
2009　再生可能エネルギー事業に参入
2010　埼玉県より生活保護受給者の自立・就労支援事業「アスポート」を受託
協同労働の地域化・社会化　－持続可能な地域づくりへ
2012　全国で放課後等デイサービス開設　ドキュメンタリー映画『ワーカーズ』公開
2013　兵庫県で自伐型林業を開始　農業、林業分野を通じた循環型地域づくりが始まる
2014　広島市で協同労働プラットフォーム事業受託
2015　全国で子ども食堂の取り組みが広がる
2016　地域住民による仕事おこしが広がる
2017　センター事業団 30 周年
2020　12 月 4 日　「労働者協同組合法」が成立
2021　映画「医師中村哲の仕事・働くということ」公演
2022　10 月 1 日　労働者協同組合法が施行
2023　労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団設立
2024　労働者協同組合労協センター事業団設立

2022 年 10 月、「協同労働」という働き方を基本原理とした労働者協同組合法が施行され、令和 8 年 8 月現在、190 を超える法人が設立されています。住民や働く者が協同で出資して、民主的に運営し、生活と地域に必要とされる仕事を協同でおこす「協同労働の協同組合」として、私たちワーカーズコープの 40 年の取り組みが法律の制定につながり、協同労働という働き方が社会化され始めています。

ワーカーズコープの 4 つの基本姿勢：暮らしをまんなかにした共生まちづくり

（1）当事者主体～利用者や住民をお客様ではなく、公共を共につくる主体者（当事者）に

（2）仕事おこし～相談機能を高め、地域の必要に応える仕事おこしの拠点に

（3）共にはたらく～誰もがその力を発揮できる就労の場をつくり出す

（4）共に生きる地域づくり～地域の再生、まちづくりの拠点に

「労働者協同組法」の第一条の「目的」は、私たちが掲げてきた働く者・住民主体の持続可能な地域づくりが記され、住民主体の公共の創造を法的に後押しするものと考えています。地域の公共的な分野で住民が協同で仕事をおこし、地域ぐるみでさまざまな地域課題の解決や、地域の魅力づくりに挑戦することは、人と人、人と地域のつながりを豊かにし、持続可能で活力ある地域社会の実現につながると考えています。



（4）　団体等運営の透明性・公平性

【進んで団体等の情報を公表しているか】

透明性の確保　誰もが運営状況を把握できる「開かれた施設へ」へ

市民の貴重な財産である施設であることを理解し、地域の福祉・生きがいづくりの拠点であることを認識し、高い倫理観に基づいた公平・公正な運営と、市民に対して常に開かれた透明性の高い情報公開を徹底します。

1　組織および施設運営情報の積極的な公開

公開情報について

施設運営に関する情報だけでなく、指定管理者としての当団体の組織・財務情報も積極的に開示し、運営方針や事業計画に加え、収支予算・決算報告書、事業報告書を誰もが閲覧できる状態を維持します。



国分寺市情報公開条例および規程に則った運用の徹底

情報公開に関する申し出があった際は、必要に応じて市と協議し、「国分寺市情報公開条例」および当団体の「情報公開規程」に基づき、速やかに情報公開・一部公開・非公開を適切に判断し、迅速かつ誠実に対応します。

2　多様な媒体とユニバーサルデザインによる「届く」情報発信

情報発信の多様化

情報弱者を生み出さないよう、多様なツールを用いて透明性を高めます。施設案内パンフレットや「とくら新聞」を定期（毎月）発行・配布します。



ユニバーサルデザインの徹底

公的な施設として多世代・多様な方が快適に利用できるよう、利用申請書、館内案内板、パンフレット等のかな文字表記・多言語対応など、ユニバーサルデザインの視点を持った情報発信を行います。

3　施設運営における公平性の確保　～あらゆる人に等しく、公正なサービスと組織運営～

公正な受付・予約ルールの徹底

施設予約や貸館業務において、特定の団体や個人を不当に優遇・制限することなく、国分寺市の条例や規則に基づいた明確な基準（先着順、抽選等のルール）を厳格に適用します。

はじめて利用する方への平等性確保（心理的ハードルの除去）



初めて利用される方でも直感的にわかるよう、館内表示やパンフレットの動線を定期的に見直します。施設職員とボランティア等の判別がつきやすいよう、統一された名札等の証を身に着け、誰もが職員に声をかけやすいオープンな雰囲気づくりを心がけます。

4　組織運営・財務・調達における公正性と倫理性の確保

調達・契約等の組織的公平性

指定管理者として公金を扱う重みを認識し、クリーンで適正な組織運営を行います。物品購入や業務委託等の発注を行う際は、当団体の会計規程に基づき、一定額以上の契約については複数社からの相見積もりを導入し、業者選定の公平性と経費の透明性を確保します。

内部監査の実施とコンプライアンス

法令遵守に関するスタッフ研修を定期的に実施するとともに、内部監査および外部専門家による会計監査を実施し、公正な財務状況を維持します。

5　利用者の声と地域の力を活かす「循環型」運営

利用者の意見・要望を施設改善に繋げる「見える化」

アンケートの実施と PDCA サイクル



年１回の利用者アンケートおよび各行事アンケートを実施し、その集計・分析結果に基づき改善計画を策定します。それらの情報をホームページや掲示板でお知らせし、絶えず施設運営の改善を図ります。

「ご意見箱」の設置と回答の公開

ご意見や要望・苦情を「施設を良くするための貴重な財産」として受け止め、公平性・公正性・迅速性・応答性を原則として利用される方の声に真摯に向き合います。投函された内容には、責任者が対応策・改善策を明記し、個人情報に配慮した上で掲示板等でお知らせし、対応の透明性を図ります。

多様な市民が公平に関われる場の創出

地域の方々と作るイベントを積極的に開催し、誰もがボランティアとして気軽に関わることができる「きっかけ」を提供します。

（5）　団体等運営における法令等の遵守状況

【個人情報保護法、労働基準法等が遵守されているか】

私たちは、全国で多数の事業を展開しており、関わる法令も多岐にわたります。全事業に共通する法令から、各事業に即した法令まで公的な事業を担う立場として法令遵守は当然の責務であると認識しています。

本部の総合対策・業務監査室を中心に法令遵守体制を敷き、分野ごとに法令遵守担当者を配置、法令遵守年間計画をもとに学習研修や相互監査、法改正の周知等を実施し、法令遵守を徹底しています。



1. 個人情報保護・情報セキュリティ対策の体制

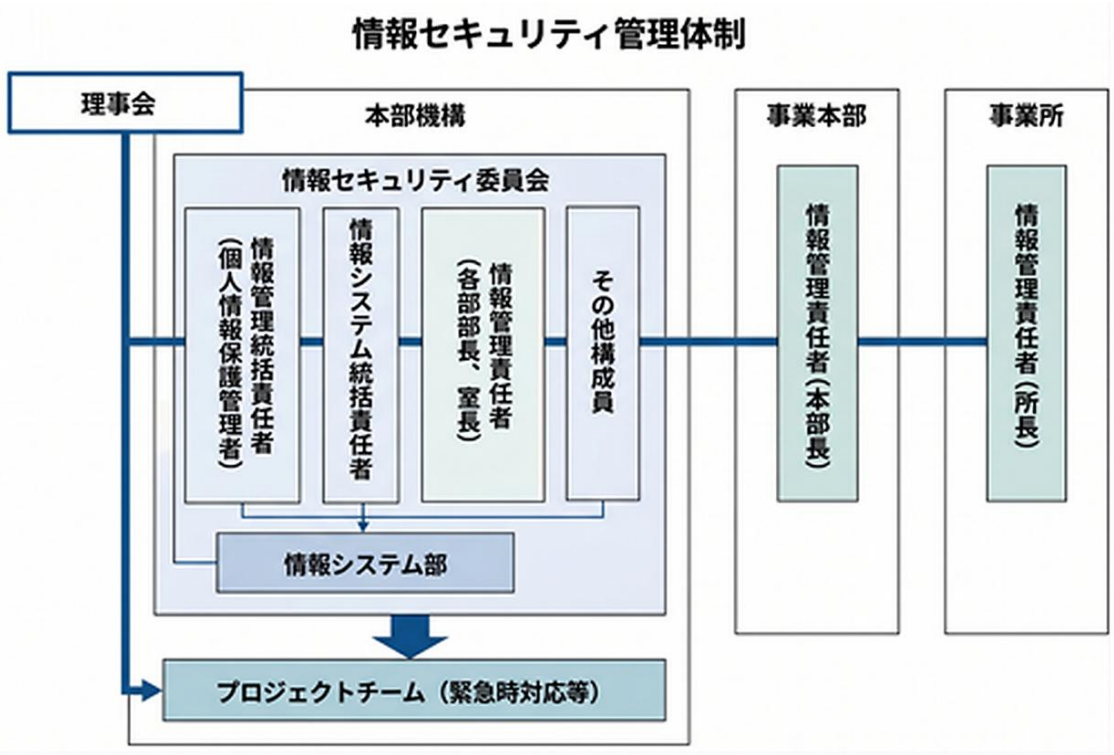
情報セキュリティ委員会の設置

当法人は、公共施設管理運営を含む事業を対象に、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格 ISO/IEC 27001 に基づく ISMS 認証（認証登録番号：MSA-IS-604）を取得しています。この枠組みのもと、法人内の「情報セキュリティポリシー（基本方針・運営方針）」を運用し、情報管理に関する専門部署「情報セキュリティ委員会」を本部に設置しています。

情報セキュリティ委員会は、個人情報保護法をはじめとする関係法令等や本ポリシー等の内部規程の遵守状況を検証するため、必要な体制整備や監査計画の立案等を行い、定期監査及び必要に応じた臨時監査を実施します。監査結果は規程や運用の見直しに反映させ、認証の枠組みに沿って情報セキュリティ対策を継続的に改善します。

【情報管理責任者の配置】

本部・事業本部・事業所・現場それぞれに「情報管理責任者」を配置し、セキュリティの基本的な考え方やリスクの種類と対策、物理的・電子的セキュリティ対策について定期的に文書・メール等で注意喚起を行い、リスクに対する理解と危機管理意識の向上を図ります。



【情報セキュリティ確保及び個人情報保護に関する研修の実施】

年１回、WEB を活用した研修を各事業所で実施しています。研修では、セキュリティの基本的な考え方やリスクの種類とその対策、物理的・技術的・管理的な各種セキュリティ対策について学びを深め、情報セキュリティリスクに対する理解と、危機管理意識の向上を図ります。また、研修で得た知識を現場の運営に反映させることで、情報セキュリティの確保と継続的な改善につなげます。

秘密保持及び守秘義務対策

【人的安全管理】

全職員に対して、情報漏洩防止、コンプライアンス意識の徹底を図ります。当法人の「個人情報保護規程及び行動基準」に則った、個人情報保護研修、情報セキュリティ研修の受講を義務付け、守秘義務を課し、文書による誓約書の提出を徹底しています。

【物理的安全管理】

個人情報を紙媒体で保管する場合には、キャビネット等、施錠のできる場所にて保管します。規程及びプライバシーポリシーに基づいた適正な取り扱いを行います。全職員に出勤時、入退室管理を行います。

【電子的セキュリティ対策】

個人情報に関するデータに関してはすべてパスワードを設定し、アクセス権限を業務上必要な職員に限定します。運営において必要な情報を適切に保全するため、重要な情報はバックアップを実施します。事務室で使用するパソコンは OS・ソフトウェアを最新の状態に保つとともに、ウイルス感染やランサムウェア等によるデータの漏洩・破壊を防止します。パソコンから離席する際は、パスワード付きスクリーンセーバーが起動するタイマー設定を行います。パスワードは十分な長さと複雑さを確保し、漏洩の恐れがある場合は直ちに変更します。

個人情報漏洩時の対応

万が一、利用者から取得した個人情報の漏洩またはその恐れが発生した場合には、直ちに事実確認を行い、被害拡大防止の措置を行い、現場の個人情報保護責任者は国分寺市及び法人本部に速やかに状況を報告します。

あわせて、個人情報保護法に基づき、要配慮個人情報の漏洩等の報告義務に該当する場合には、個人情報保護委員会への報告（速報・確報）及び本人への通知を確実に実施します。被害にあった利用者に対しては誠意をもって対応すると共に、必要に応じて総合対策室(専任職員＋顧問弁護士４名)が必要な対策を講じます。また、再発防止について対策会議を開き具体的な対策を検討・実行します。

２　労働基準法の遵守および労働安全衛生に関する取り組み

労働基準法に則って就業規則を整備しています。時代の変化に合わせ改訂と追記を行い、これらの項目に基づいて各施設を運営しています。

常勤者は基本的に週４０時間の法定労働時間で勤務し、社会保険・雇用保険等に加入します。また、週２０時間以上の勤務者については、社会保険、雇用保険、その他労災保険・共済等の加入を行います。就労半年後より有給休暇が付与され、短時間の非常勤者についても、労

働基準法に基づき、社会保険加入や雇用保険加入の手続きを行います。

労働基準法第３６条に基づく労使協定を全事業所で締結し、所轄労働基準監督署長への届出を行っています。ただし、労働者への安全配慮義務の観点から、時間外労働・休日労働は必要最小限に留めるよう労務管理者による指導を徹底しています。

健康管理とメンタルサポート

健康管理室の設置

働く人の健康不調やメンタル面のサポートが社会的な課題になっています。当法人では労働安全衛生法に基づき、産業医を配置し、就労者の健康管理、労働災害防止、メンタルサポート対策を徹底しています。

また、健康管理室を設置し、産業医・看護師による健康診断の確認を行い、必要に応じて健康指導や生活改善のアドバイスを行います。各現場には安全衛生推進委員を配置しています。

安全衛生委員会では、ストレスチェックの実施による高ストレス者の早期発見、生活習慣病の予防研修、ハラスメント防止研修、熱中症予防等の呼びかけを行い、予防に力を入れた取り組みを推進しています。

キャリア保健室の設置

仕事やキャリアに関する悩みを気軽に相談できる場として、キャリア保健室を設置しています。キャリアに対する方向性などの実態把握及び職員の育成・定着・帰属意識を高めるために課題抽出を行い、効果的なキャリアパスの仕組み構築に取り組んでいます。

メンター制度の実施

職員の育成と施設や事業所超えた組織全体のコミュニケーションの活性化を目的に、メンター制度を実施しています。自分の考えや気持ちを誰に対しても安心して発言でき、今の職場で働き続けることで自分のキャリアが持続可能で安全な状態でいられるキャリアの安全性を高める取り組み実施することで離職者低減に取り組みます。

働き続けられる職場づくり

職員のライフステージ（子育て・介護・年齢等）に考慮した柔軟な働き方を推奨し、継続して働き続けられる職場環境づくりを推進しています。

3　コンプライアンス研修の実施

各種研修を実施し、職員の法令遵守、コンプライアンス意識を高めることに努めています。具体的には、全国法令遵守研修（年 2 回以上）、入職時研修（法人理念・諸規定・コンプライアンス）、事業を行う上での業務知識研修、リーダー研修等を実施しています。

研修名称	研修内容
コンプライアンス研修	コンプライアンスとは何か、関連法規の他、ケーススタディから不正や不祥事を防ぐリスクマネージメントを学ぶ。
労務管理について	適切な勤怠管理、時間管理と、働きやすい職場環境づくりについて学ぶ。
情報セキュリティについて	情報管理の重要性と、具体的な脅威、個人情報保護とセキュリティポリシーについて学ぶ。
ハラスメントについて	ハラスメントの定義と適切な関係の作り方、ケーススタディから適切な対応について学ぶ。

【内部通報制度の整備】

当法人では、匿名で相談・通報ができる内部通報制度を整備しています。

万が一、不正やパワーハラスメント、職員による不適切な行為、その他行動規範に違反する行為に関することが発生した際にその事実を速やかに認識し危機を極小化すること、また、職員が安心して相談・通報できる体制を整えることで、問題の早期発見・早期対応につなげています。



（6）　運営実績

【同様な施設での運営実績（契約書等の添付のこと）】

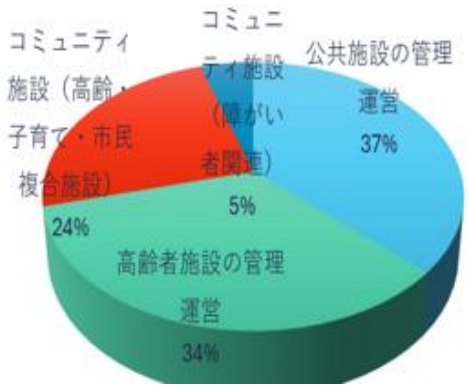
■全国の実績

▶公共施設の管理運営　３８ヶ所

▶高齢者施設の管理運営　３５ヶ所

▶コミュニティ施設　（高齢・子育て・市民複合施設）　２５ヶ所

▶コミュニティ施設(障がい者関連) ５ヶ所



■東京近郊の実績（一部抜粋）

	施設名	形態	業種
千葉県白井市	西白井複合センター	指定管理	公民館･児童館･老人憩いの家の管理運営
江戸川区	深川老人福祉センター	指定管理	高齢者福祉施設の管理運営
	同･森下分館	指定管理	高齢者福祉施設の管理運営
	東陽福祉会館	指定管理	高齢者福祉施設の管理運営
大田区	本蒲田いこいの家	指定管理	高齢者福祉施設の管理運営
豊島区	フレイル対策センター	業務委託	高齢者支援、障がい者･児童支援
武蔵野市	テンミリオンハウスきんもくせい	業務委託	高齢者福祉施設の管理運営

＊添付書類（別紙）西白井複合センターの管理運営に関する基本協定書を、「事業所概要：施設管理運営の実績」に別紙にて添付いたします。同施設は平成 22 年より当法人が管理運営しています。

（7）　効率・効果的運営への取組み状況

【施設利用の促進方策･創意工夫】

福祉センター、生きがいセンターとくらの両施設を単体では完結させず相互に有機的な取組みを図っていきます。また、利用者・団体や地域住民や近隣施設と連携を図っていくことで、多様な人たちが行きかう地域の拠点にしていきます。そして、両施設を含めた地域全体が活性化し、施設外においても顔の見える関係が作られ、地域の支え合いが醸成されていくことを目標にします。

①　福祉センター・生きがいセンターとくら両施設の相乗効果を上げる取組み

同じ建物内にありながら、福祉センターは貸館が主たる施設であり、生きがいセンターとくらは高齢者を対象とした施設です。それぞれ利用目的は違いますが、両施設の利用者・利用団体の交流が図られるような取組みを積極的に推進していきます。

1)生きがいセンターとくら利用者へは、福祉センター利用団体の活動内容を積極的に案内し、活動内容に関心、興味のある方へは利用団体へ連絡し入会へのサポートを行います。

2)１階ロビーは両施設の利用者の共有スペースともなっていますので、福祉センター利用団体や生きがいセンターとくらの「地域生きがい交流事業」、自主事業講座のそれぞれの発表や展示の場として最大限活用し、交流の促進を図ります。

②　利用者間・利用団体間の交流促進と近隣施設との連携強化のための取組み

１階ロビーを活用し福祉センター・生きがいセンターとくらの利用者・利用団体間の交流促進を積極的に図っていきます。登録団体間の会議体としては、「福祉センター利用者協議会」を立ち上げからサポートし、「福祉センターまつり」の実施やセンターの情報を共有してきました。更に、第十小学校やけやきの杜をはじめ近隣施設との連携の強化も推進していきます。

１階ロビーを活用した交流促進

生きがいセンターとくらでは、地域生きがい交流事業で講座事業を 3 期にわたって 4 講座開講していますが、1 期２期の終了にあわせ文科系講座の作品発表の会場として活用しており、発表者や入館者にも好評をいただいています。また、合唱発表やハープ演奏会等ミニコンサート会場としての活用や、お正月には、恒例となりました第十小学校の生徒さんの書初めの展示会場としても活用しています。今後も交流促進の会場として提供していきます。

福祉センターまつりを梃（てこ）として利用団体間の交流促進

利用団体および館内に事務所のある社会福祉協議会、シルバー人材センター、地域活動支援センター虹、国分寺市老人クラブ連合会、日本赤十字奉仕団で構成する「福祉センター利用者協議会」が主体となり運営する「福祉センターまつり」を、恒例の名物行事化にするためにサポート体制を万全にしていきます。

近隣施設との連携強化による交流促進

近隣施設との連携では、第十小学校、けやきの杜、地域包括支援センターひよし等、また、館内に事務所のある社会福祉協議会、シルバー人材センター、地域活動センター虹との取組みを強化していきます。

敬老月間行事や地域生きがい交流事業、自主事業での「みんなの食堂」など、館内で企画するそれぞれの行事に多世代が集えるよう広報を工夫し交流促進を図ります。

（8）　受託への熱意・意欲

共に支える真の地域づくりの拠点としての役割を目指します

国分寺市地域福祉計画の基本理念は「だれもが　共に認め　地域で支え合い　自分らしく健やかに暮らせるまち」とあります。その基本理念を具現化する 3 つの基本目標の内、とりわけ基本目標 3 の「地域で支え合う基盤の強化」を、十分に理解・認識し、福祉センター・生きがいセンターとくらが、真の地域づくりの拠点としての役割が果たせるよう努めます。そのために、次の 3 点を重点化して取り組んでいきます。

① 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する

② 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする

③ 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る

当法人が指定管理者となって以来、福祉センターでは主たる基本業務の社会教育団体、社会福祉団体等への貸館の運営業務を、生きがいセンターとくらでは高齢者の健康増進のための環境づくりと地域生きがい交流事業の運営業務を、また、両施設間の相乗効果を発揮させるための自主事業等の運営業務を遂行してきました。これからも、上記にある①②③を具体的に施策として実行し地道に成果を積み上げていけるよう努めていきます。

誰もが住みやすい、安全で豊かな地域社会を目指した取組みを行います



私たちはこれまで地域社会に溶け込みながら、地域のために必要なあらゆることに出来うる限り取り組んできました。地域の中には様々な人たちが暮らし、そこには障がいの有無や子ども・高齢、性差、貧富などの垣根を超えた、ノーマライゼーションの視点に立つ支援が求められております。

誰もが住みやすく安全な地域社会を作っていくために、地域住民と共に参画し、そこには支援者と支援を受ける人の垣根を超えた「総合福祉拠点」の実現が必要不可欠であると考えています。「総合福祉拠点」を目指し、地域課題の解決に貢献していきます。

1年11ヶ月を当センターの集大成として位置づけ施設運営にあたります

令和11年2月28日にて福祉センター・生きがいセンターとくらは開館より54年の供用が終了となります。

当法人が指定管理者となって13年経過した中で、施設設備環境の改善および改善にいたるまでの仕組みづくり、利用者、利用団体が気持ちよく使っていただくための施策、当センターをこどもから高齢者まで交流が図れるような自主事業等の実施等で、当センターが多世代に渡って活発に利用いただけるような施設として進化、成長していくことを目指してきました。

安全安心な施設設備環境の維持に細心の注意を払い、利用者・利用団体へのより丁寧な応対、年間で計画している各企画・行事の拡充等を図ることで、当センターの集大成となるように施設運営を行っていきます。

(仮称)国分寺市複合公共施設へのスムーズな移行が図れるよう努めます

令和11年3月より「(仮称)国分寺市複合公共施設(以下　新複合施設)」が供用開始となりますが、新複合施設供用開始までの1年11ヶ月の間に、利用者、利用団体が新複合施設での利用がスムーズにできるように対応を図っていきます。

当法人が指定管理者となって13年経過しましたが、利用者、関連事業者、及び各利用団体とはその利用動向の把握も含め良好なコミュニケーションが図られてきたと自負しております。今まで蓄積されてきたノウハウ(周知の仕方等)を最大限発揮して、事前に計画化されたスケジュールの中で、新複合施設の詳細な施設案内、利用方法、予約の仕方等について丁寧にお知らせしていきます。

また、「福祉センター利用者協議会」を年間4～5回開催していますが、その会議の際には、新複合施設の情報を案内していきます。

（9）　事業運営の独創性

【団体でしかできない事業提案】

国分寺市福祉センター条例及び国分寺市生きがいセンター設置条例の規定に基づき、当法人ならではの提案により、施設の活性化と多世代交流を図り、安心して暮らせるまちづくりのためのコミュニティの拠点施設とします。

13 年の蓄積を活かし、各企画内容を拡充・強化

福祉センターまつりは当センターでは最大規模の企画となっていますが、前年にとらわれることなく、毎年新しい試みを入れていくことで来場者数が増加してきています。次回からも、今までの積み重ねで得たネットワークを活用し、新たなキッチンカーの参加、また、新たにフードコートを設ける等で、地域の方に喜んでいただく常に新しい「福祉センターまつり」としていきます。

自主事業の「みんなの食堂」においては、当初企画の運営のほぼ全てを当センターの職員が担っていましたが、ボランティア（調理ボランティア、学生ボランティア）の協力が回を重ねるごとに強化されてきており、ボランティアの役割が大きくなり主体的な協力へと進化してきています。これからは、食事に付随しているイベント（ワークショップ、ゲーム等）はこどもたちが企画し主体者となり、こどもたちのこどもたちによるイベントとなるような「みんなの食堂」としていきます。

上記以外に、ロビーを活用した企画、大広間を活用した企画等は、単体の企画で終わることなく有機的に組み合わせて、多世代が交流できるよう相乗効果が発揮できるように進化させていきます。





今までの経験をもとに至近の関連施設との更なる連携強化

福祉センター内には、社会福祉協議会、シルバー人材センター及び地域活動支援センター虹が、福祉センターを囲むようには、第十小学校、けやきの杜、児童発達支援センターつくしんぼがあります。これら関連施設との交流、繋がりはできてきましたが、指定管理者となり 13 年の施設運営ノウハウの蓄積を最大限活かし、更なる連携の強化を図っていきます。



社会福祉協議会マスコット

第十小学校のコミュニティスクールには、当センターの職員が委員に任命され学校の行事に積極的に関与しています。福祉センターとしても積極的に協力していきます。また、社会福祉協議会とは福祉関連情報の共有をはじめ、当センターの企画への参画など積極的にご協力いただいていますが、更にボランティア活動センターからの協力や、あらたな取り組みである福祉の総合相談窓口「丸っとふくまど」への協力等で、今まで以上に連携を深化させていきます。

これからの当センターを真のコミュニティの拠点施設の集大成として位置づけ、関連施設との連携を強化、深化させていきます。

国分寺市内にある当法人運営事業所の横の連携強化

国分寺市内には当法人が運営する指定管理の児童館や学童保育所、民設民営の学童保育所、放課後等デイサービス、生活介護事業所等があります。定期的に連絡会を開催し情報を共有していますが、各事業所ではスペースの関係で独自企画が思うように実施できない場合もあり、そのような企画は福祉センターを活用できるようにしていきます。福祉センターもその企画にあわせたイベント等を組み合わせて相乗効果を発揮させていきます。

また、福祉センターで実施する企画においても、他の事業所からも参加しやすく動員が図れる環境を整えていきます。子どもたちとその親御さんと高齢者の交流がさらに活発になるよう当法人間の連携を強化していきます。

（10）　施設管理の安全性への配慮

【有資格者の常駐・施設管理の専門性のある団体等】

①　施設設備の管理全般に対する考え方

昭和 50 年より、約 51 年経過した福祉センター・生きがいセンターとくらは経年と共に施設設備の不具合が発生してきております。毎日、利用者がいきいきと楽しく活動できる快適な環境を維持するため、何より施設設備上の安全・安心を最優先に取り組まなければいけないと考えます。過去の施設設備不具合事例や職員の経験などを生かしながら、不具合の発生が予測される場合においては、速やかに市主管課、国分寺市包括管理事務所、設備点検委託業者との連絡が取れる体制で臨みます。

機器の点検・整備を計画的に実施し、そのことから耐用年数の延長、省エネルギー化をはかり、経費の削減へと繋げていきます。

毎日老若男女や障がいのあるなしを問わず、子どもから大人までたくさんの利用者が来訪される福祉センター・生きがいセンターとくらは、時として予想外の使い方をし、設備や備品が破損する事も少なくありません。施設の安全確保、危険防止の観点から、職員は日常的に利用状況を把握し、施設の破損･劣化の有無を点検し、早期発見に努めます。不備欠陥があった場合には、速やかに修繕のための対処を行います。さらに器具備品の初期修繕や調整等により、修繕費の削減、施設利用の安全性を高めていきます。

②　施設建物・設備の管理内容

建築設備の点検、維持に関しての点検方法（専門性のある事業者へ再委託し点検）

法令に即した点検の必要項目を明確にします。次に建物・設備それぞれの専門性のある事業者と事前に 1 年間の点検スケジュールの打合せを行い、点検と確認を実行していきます。

これにより法令規格の遵守・無駄・無理・不良の点検を行い、継続した改善のための点検としていきます。

■　国分寺市包括管理事務所による定期巡回点検

令和 6 年度より、国分寺市包括管理事務所（大成有楽・多摩ふるさと共同企業体）による毎月の定期巡回が開始されました。定期巡回の際、当センター職員が発見できないような軽微な不備の発見もある

ことから、より細部にわたって点検がなされる体制となりました。また、施設全体にわたっての施設管理状態を、当施設職員とも情報共有できる体制となりました。

■ 設備・機器保全策

施設運営に必要不可欠な重要設備・機器を把握します。過去の保全・劣化経緯を明確にした後、現在の機能維持に不可欠な保全を重点施策とし、抜本的な保全策が必要な設備・機器に関しては市主管課と協議を行い、対応します。

施設建物・設備の維持管理点検計画

	項目	実施回数	実施予定月
清掃	1-1　日常清掃	開館日毎日	開館日毎日
	1-2　床洗浄・ワックス	6回/年	6・9・12・2月
	1-3　照明器具清掃	1回/年	7月
	1-4　ガラス清掃	1回/年	7月
	1-5　補助エアコンフィルター清掃	1回/年	7月
	2　汚水槽設備清掃・汚泥処理	2回/年	9・1月
設備点検	3　自家用電気工作物保守業務	1回/2ヶ月	4・6・8・10・12・2月
	4　自動ドア保守点検	4回/年	6・9・12・2月
	5　エレベーター保守点検	1回/月	毎月
	6　消防設備保守点検	2回/年	9・2月
	7　空調設備保守点検	4回/年	5・8・11・2月
	（フロンガス点検）	1回/3年	2029年
外周 環境整備	8　除草・植木剪定	4回/年	5・9・11・2月
	9　フラワーポット等管理	適時	毎月
その他	10　トイレ用消臭器具点検	6回/年	4・6・8・10・12・2月
	11　電位治療器保守点検	1回/年	8月
	12　国分寺市包括管理事務所による毎月の施設設備不具合点検及び修繕		

③ 危険防止・修繕について

利用者の安全や安心を確保し続けることが、安定したサービスを提供する基礎となります。職員は、幅広い年代の利用がある施設という認識を常に持ち、あらゆる事故や怪我、急病等の想定と認識が重要となります。問題意識が低くなっていると、大事故につながる要因を未然に防ぐ事ができず、利用者の安全を妨げる行為につながります。施設内で事故が起こらないよう、備品等の配置・整理整頓を心掛け、管理を徹底します。

☐ 職員は事故防止・事故が起きた場合の救命救急や、応急処置の研修を受けます。

☐ 危険箇所を発見したときには、迅速に危険箇所の除去に取組みます。修繕を必要とする場合には、職員でできることは職員で対応します。また、必要に応じて市主管課と協議し、主管課経由で国分寺市包括管理事務所に依頼し、速やかな復旧・修繕を行います。

☐ 修繕箇所は、いつ、どのように修繕が必要　になったか、どのような対処を行ったかを記録を取り、再発防止や同じような事案発生時の対応方法に役立てます。

④　清掃及び環境衛生管理

施設建物が古いため、ともすれば汚いとの印象を与えかねませんが、そのような印象を与えないよう日常の清掃を徹底して行います。トイレは令和７年３月に全面改装していただきましたが、更に意識してトイレの日常清掃は重点的に対応していきます。清掃に必要な薬剤等は床材の品質に合ったものを使用し、健康に留意し必要最低限の使用に制限します。それを実行するために、清掃委託事業者との連携を図り、快適で衛生的な施設の維持を図ります。

〇施設内の清掃を毎日行い、日々衛生的な環境を整えます。室内のゴミ、ほこり、水周り、トイレについては、職員が巡回点検を行い、常に清潔に保ちます。

〇管理備品については、日常消毒につとめます。

〇職員は日常から手洗いを励行します。

〇トイレをきれいに使っていただけるよう、利用者に注意を呼びかけ徹底します。

〇利用者・施設内事務所保有団体の声に耳を傾け、委託事業者と連携し衛生環境の整備に努めます。

〇次亜塩素水溶液・消毒用アルコール噴霧ボトルを設置し、利用者に使用を促し衛生管理に努めます。

〇各トイレには手洗い石鹸（泡状）ボトルを置き、手指消毒していただくよう促します。

・保安警備（夜間）

施設の夜間警備は機械警備を継続します。異常が発覚した場合は管理責任者・職員に連絡が入る体制を整えます。職員連絡網を作成し、機械警備会社・市主管課に提出し、連絡網は職員のみが把握している場所に掲示し、緊急時に備え対応します。また、機械警備をセットするまでは、夜間警備職員が館内を巡回警備します。その際に発生した異状につきましても、同様に対応します。

・鍵の管理

施設管理者が責任を持って鍵の保管・管理します。不在の際は職員が代行し鍵の紛失・破損をしないよう徹底します。また、施錠管理についても窓、扉等閉め忘れがないように点検を職員に義務づけ、夜間警備職員にも夜間警備記録で点検表をチェックし、確認を徹底させます。

（11）　利用者への対応状況（接遇・苦情対応）

【利用者への対応マニュアル・社員教育独自マニュアルの整備（利用者へ平等利用は確保できているか）】

利用者への対応　接遇について

誰もが平等に気持ちよく施設を利用できるよう、意見や苦情、相談等を受け付けた際には適切に対応し、今後のより良い運営に生かしていきます。そのために、利用者対応マニュアルの整備、接遇研修、入職後の基礎研修・危機管理研修を実施して職員教育を行います。

新人基礎研修や定期的な研修、現場のミーティング等での意識付けを常に心がけ、あいさつ・身だしなみ・言葉遣い・職場のルール・連絡・報告・文書等は特に繰り返し実施していきます。

日頃より利用者と良好な関係、些細なことも言い合える関係を築くことが大切であり、苦情への適切な対応をすることにより、利用者、利用団体、地域からの信頼を得られるよう努めます。

令和 5 年 2 月より、公共施設予約システムがネットでの予約ができるようになり、より公平、平等利用に透明性が確保されました。予約操作に不慣れな方には従来通り丁寧な対応を図っていきます。

利用者・利用団体への誠意ある対応でよりよい運営へ

利用者・利用団体や近隣からの苦情や意見、相談、アンケート結果の反映に関しては、4 つの視点「周知」「傾聴」「対策」「改善」を意識し、下記の通り適切に対応します。

ご意見箱・相談窓口の「周知」

ご意見箱・相談窓口の設置とその周知は利用者が安心して自らサービスを選択できる仕組みとして重要であると考えます。掲示物やホームページ等で、苦情や要望・相談の受付手順や相談窓口を明示します。

「傾聴」の姿勢で雰囲気づくり

苦情・意見・相談を受け付けた際には、話を最後まで聞き取り、利用者の気持ちや意図をくみ取り誠意を持って対応します。日常から、苦情・意見・相談を言いやすい雰囲気づくりとコミュニケーションを心掛け、大きな苦情につながる前に、改善を図れるような関係性を構築します。

原因究明と「対策」

苦情・意見・相談は受付簿に記録の上、責任者に報告し、事実確認と今後の対応方法や改善方法について話し合い、迅速に対応します。苦情については、現状を把握し、原因や背景を明らかにします。すぐに対策検討会を行い、今後の対応と対策を全職員で共有し、利用者に伝え、運営の改善につなげます。

年間アンケート・行事アンケート、意見箱を活用した運営「改善」

利用者からの意見を運営に反映する手段として、年 1 回の「利用者アンケート」、大きな行事後のアンケートを実施します。「利用者アンケート」では、内容を分析し主管課への報告の後、館内に閲覧用としてアンケート結果を速やかに掲示します。寄せられたご意見・ご要望を参考に改善できるものは、改善するよう努めます。

行事アンケートは、生きがいセンターとくらで実施している「地域生きがい交流事業」の発表会や自主事業の「みんなの食堂」等の行事ごとに実施します。また、日常的に利用者とのコミュニケーションの中で、利用者の声を聴き運営の改善を図ります。

苦情対応体制

苦情対応責任者：管理責任者（館長）

苦情解決の責任主体を明確にします。苦情解決の仕組みの周知や苦情申出人との話し合いによる解決、改善を約束した事項の執行、全体の責任を担います。

苦情受付担当者：常勤者またはそれにかわる者

苦情は随時、電話、文書等で受け、解決・改善まで経過と結果について記録をします。

苦情発生時の対応フロー

① 利用者への周知

・苦情受付担当者やその仕組みを利用者にわかり易く周知します。
・施設内への掲示、おたより、リーフレットへの掲載などを行います。

② 苦情受付・記録

・苦情を受けたら、迅速に対応し確認及び内容を苦情受付用紙に記載します。

③ 苦情受付の報告

・全て苦情対応責任者に報告します。

④ 迅速な対応

・原因・背景・改善について話し合い、解決策・方針を明確にします。原則的には即日対応を行い、解決をはかります。時間を要する場合でも１週間以内に解決するよう誠意ある対応を心掛けていきます。

⑤ 事業本部と国分寺市主管課へ速やかに報告

・事業本部・全国本部の総合対策部と連携し、適切に対応します。
・速やかに国分寺市主管課に報告します。

⑥ 苦情対応の報告・事後対応

・仕事やサービスの質を高め改善するためにも、その記録を全職員が情報共有し、次へ繋げていきます。
・苦情を申し出た人に対し、苦情対応の経過と結果を迅速、丁寧に伝えます。
・市主管課に対しても、同様の報告をします。改善点や再発防止策等、報告致します。

「福祉センター利用者協議会」の定期開催

「福祉センター・生きがいセンターとくら」に関わる地域住民、利用団体、利用者の生の声を聞き館の活動に生かすため、現在発足し組織化されている「福祉センター利用者協議会」を継続開催します。利用者・利用団体の希望や意見を直接受け止め、協議会にて協議します。

○ 地域の様々な人の力に出会い、その活用に向けて取組みます。
○ 運営主体は「利用者・利用団体」であり、事務局としての当法人は補助的な立場で関わり、意見・要望に対しての迅速な対応をいたします。

（12） 社員等の育成状況

【研修の実施状況等】

社員育成の前提として安心して働ける環境の整備、 スキルアップをサポートする体制

健康管理とメンタルサポート

(5) 団体等運営における法令等の遵守状況の 2.労働基準法の遵守および労働安全衛生に関する取り組みの中で詳述しましたが、健康管理とメンタルサポートの体制を整えています。

また、2001 年より、定期的に「暮らしと仕事に関するアンケート」を、就労者を対象に実施しています。地域で安心して暮らし続けるための課題を明らかにすること、一人ひとりの主体性や能力、可能性を発揮できる組織作りの課題を明らかにすること等を目的に、生活者としての暮らしのニーズや困りごとを集計・分析しています。分析結果を組織の在り方に生かす委員会を設置し、より良い組織づくりに取り組んでいます。

多様なキャリア形成支援

多摩地域では、全体の７０%以上のリーダーが女性です。男女関係なく誰もが働きやすい職場を目指しています。

産休・育休取得

子どもが生まれるタイミングで全員が産休・育休を取得し、育児と仕事を両立して活躍しています。

多様な年齢層の就労

20代～70代の職員がバランスよく就労し、現場を支える管理職の30%が10年以上のベテランです。一方で、年功序列ではなく、本人の意思や周りの評価・推薦によって、若手がリーダーを担うことができます。

勤続年数に応じた表彰制度

5年・10年・20年・30年ごとに全国の就労者全員が表彰を受けます。また、年1回の総代会において30年勤続表彰式を開催するなど、人材が定着・活躍できる組織づくりに取り組んでいます。

パンデミックになる感染症に関する休業補償

新型コロナウイルス感染等で休業を余儀なくされた際も給与の10割を保障しました。一時金の支給、危険手当支給等、安心して長く働き続けられる仕組みづくりを整備しています。また、今後類似した感染症が発生した場合にも同様に対応していきます。

研修の実施体制

施設内研修計画

前年度中に年間研修計画を作成し、計画に沿って研修を実施していきます。

研修名	内容
個人情報保護について	個人情報の管理について徹底すべきことの周知
接遇・マナー研修	接遇マナー5原則にもとずき具体例を示して研修
食中毒・アレルギーについて	食中毒・食物アレルギーの基礎知識
苦情対応研修	苦情対応の手順に従い各段階でやるべきことの確認
認知症・障がい者対応研修	認知症・障がいのある方への接し方および合理的配慮について
利用者アンケートと対応	アンケートの結果・内容の情報共有と改善策について

階層別研修

階層別（年代別・就労年数別）の研修を実施しています。今後のキャリアパスが見通せる多様なキャリア形成支援に取り組んでいます。



本部主催研修

本部主催の会議において、事故事例の検証を行っています。また、各事業本部、事業所、現場のメンバーから構成されるリスクマネジメント会議 を通じて、水平的な報告事項の展開をしていきます。

（13） 個人情報保護対策状況

【情報の管理体制】

団体としての個人情報保護管理体制

前述（5）団体運営における法令等の遵守状況の中の、1.個人情報保護・情報セキュリティ対策の体制で詳述しましたが、

①情報セキュリティ委員会の設置、②情報管理責任者の配置、③秘密保持及び守秘義務対策の各施策を通して、団体としての個人情報保護管理体制を確立していきます。

事業所としての個人情報保護管理体制

国分寺市個人情報安全管理措置基準によると「指定管理者による個人情報の取り扱いについて、指定管理者に公の施設の管理の業務を行わせる場合には、本基準と同様の安全管理措置を講じさせること」とあります。事業の実施に当たり個人情報を取リ扱うときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じます。

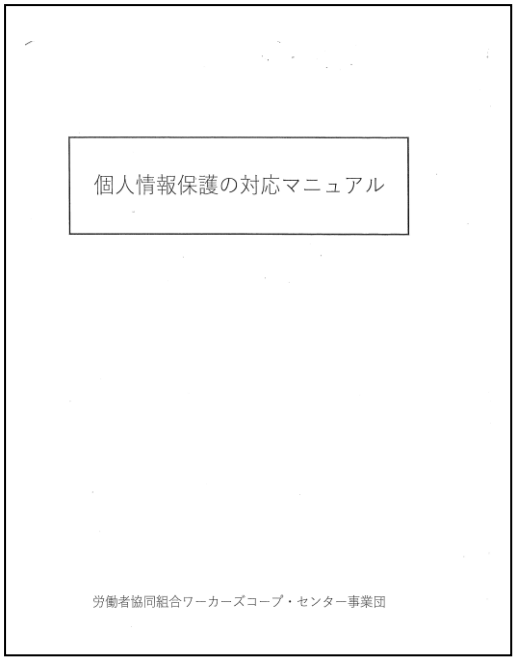
また、国分寺市個人情報安全管理措置基準に則った福祉センターの「個人情報保護マニュアル」を作成しこれを徹底して遵守していきます。

「情報管理責任者」の配置および管理体制

福祉センター・生きがいセンターとくらの館長が情報管理責任者となります。情報管理責任者の指示の下、以下の管理体制で臨んでいきます。

国分寺市個人情報安全管理措置基準に則ったマニュアルの作成および研修

国分寺市個人情報安全管理措置基準に則った福祉センター・生きがいセンターとくらの「個人情報保護の対応マニュアル」を作成し、これを徹底して遵守していきます。また、マニュアルとあわせて、「個人情報保護管理委員会」発行の「はじめての個人情報保護法-シンプルレッスン-」等の資料を参考にして研修を実施していきます。





人的安全管理

全職員に対して、情報漏洩防止、コンプライアンス意識の徹底を図ります。当法人の「個人情報保護規程及び行動基準」に則った、個人情報保護研修を実施します。また、守秘義務を課した文書による誓約書の提出も義務付けます。

物理的安全管理

個人情報を紙媒体で保管する場合には、キャビネット等、施錠のできる場所にて保管します。規定及びプライバシーポリシーに基づいた適正な取り扱いを行います。全職員に常時名札の着用を義務付け、事務室への入退室管理を行います。

電子的セキュリティ対策

個人情報に関するデータに関しては全てパスワードを設定します。運営において必要な情報を適切に保全するため、事務所で使用するパソコンのウィルスチェックを定期的に行い、ウィルス感染によるデータの漏洩・破壊を防止します。パソコンから離席時には、パスワード付きスクリーンセイバーが起動するタイマー設定を行います。



情報漏洩時の対応

万が一、利用者から取得した個人情報が漏洩した場合には、直ちに事実確認をおこない、事業所の個人情報管理責任者は速やかに主管課に報告し、当法人の事業本部の個人情報管理責任者にも報告します。被害にあった利用者に対しては誠意をもって対応すると同時に、必要な対策を講じます。また、再発防止について対策会議を開き具体的な対策を検討・実行します。

（14）　自主事業などの提案

【施設の設置目的に沿って団体が独自に企画し、自己の財源で行う事業】

①　地域食堂（みんなの食堂）

平成２９年２月第１回目は「こども食堂」からスタートしましたが、多世代交流に軸足を変更し、こどもから高齢者までを対象とした「みんなの食堂」として継続します。コロナ禍の中断を挟んですでに 40 回以上を実施してきましたが、基本は年 6 回を計画しています。これまで積み上げてきた実績をもとに、こどもから高齢者までの交流の機会として位置づけ、単に食事のみの提供ではなく、ワークショップやイベント（ゲーム等）、また、生きがいセンター登録団体の紙芝居の発表等で 3 時間近くの交流時間としていきます。



また、調理ボランティアは 20 名以上が登録されており、毎回 15 名前後の方に調理していただく予定です。
東京経済大学ボランティアサークル「クローバー」の学生さんにも毎回 10 名前後参加していただいており、



ワークショップやイベント（ゲーム等）に主体的に取り組んでいただく計画となっています。

② ロビーの活用

展示発表会場

恒例となりました第十小学校の生徒さんの作品展示（新春書初め他）も継続して実施しますが、出品者、ご家族、お友達、来館者と、ひろくたくさんの方にみていただくことで、仲間を増やすことにも繋げていきます。

自主事業ではありませんが１年３期ある「地域生きがい交流事業」の１期２期の最終月の中旬以降に受講生の作品（文化系）発表の場として作品を展示します。

とくらカフェ

ロビー内の区切られた一角を活用し、週１回のペースでカフェを開きます。来館者や地域の人がフラッと立ち寄り交流できるスペースとします。当日活動中の団体からの要望があれば、会議室までデリバリーの対応もします。また、カフェスペースが空いているときに、談笑したいグループがあれば適宜対応していきます。

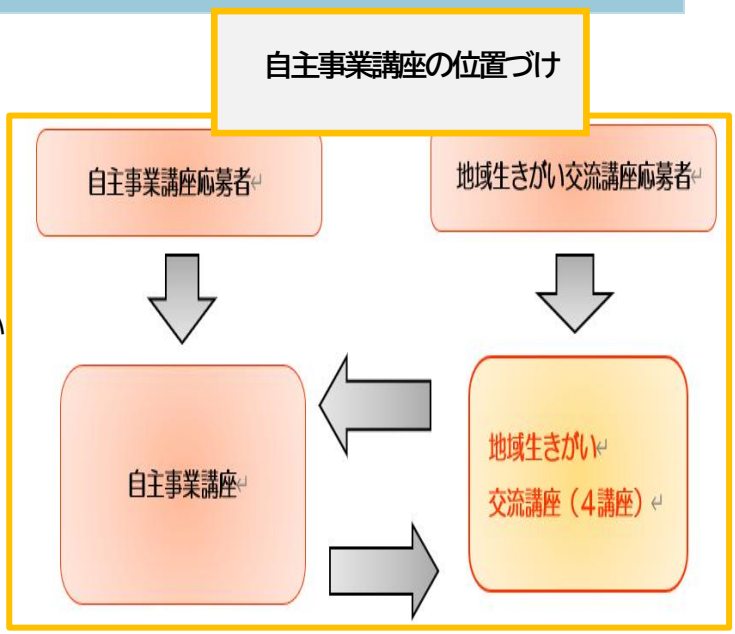
ロビーコンサート

福祉センターを利用されている団体の方々の発表の場として、また、地域の方々に音楽など楽しんでいただける場として開催していきます。ハープやハーモニカ、自主事業講座の合唱の発表の場としても活用していきます。





③　地下 1 階大広間を活用した自主事業の講座事業（エンジョイライフスタディ講座）



「地域生きがい交流事業」の「生きがい講座」とは別に自主事業として講座事業（エンジョイライフスタディ講座）を実施します。自主事業の講座事業は 2 つの役割を持った事業として位置づけています。

1 つ目は「地域生きがい交流事業」の「生きがい講座」の講座が終了し継続しない場合の受け皿として、

2 つ目は利用者の要望・ニーズに応えるための新規の講座を開講し、1～2 年後に「地域生きがい交流事業」の講座へと広めるためとして、それぞれ役割として位置づけています。

具体的講座として、・火曜日のヨガ・土曜日のヨガ・書道教室 A・同 B・四季を彩るハーモニー・楽しいマジック・エンジョイ筋力アップ　の 7 講座を計画しています。

①　その他イベント

福祉センターまつり

「福祉センター利用者協議会」が中心となり、これまでに 8 回開催しました。センターに関わる団体が出店、交流の機会を確保し、更なる地域交流と発展を目的に開催しています。多種のキッチンカー等で多彩な食の提供等規模を拡大しながら老若男女問わず地域の方々がたくさん来訪され、600 人弱規模のお祭りとなっております。イベントや展示や発表の会場、食事処スペースの工夫等で更に楽しんでいただける福祉センターまつりを目指していきます。





けやきフェスタ

隣接する「けやきの杜」主催の、毎年開催される大規模な地域イベントに協力しています。けやきフェスタには多数みえるため、食事スペースとして、福祉センター入口前とロビーにお休み処を設けます。また、イベント（バルーンアート等）もあわせて企画していくことで、けやきの杜、福祉センターが面となって「けやきフェスタ」が盛り上がっていくことを目指していきます。



② 自主事業の収入発生時における金銭管理の徹底

弊法人経理規定に則り、経理責任者、会計責任者を置いて、複数会計担当制（2名）としています。

指定管理事業と自主事業は会計システムにおいては分離した管理となっています。

また、金庫についても自主事業は単独の金庫となっています。

収入が発生する自主事業においては右の流れに沿った金銭管理を徹底しています。

■自主事業における金銭の流れと管理体制

福祉センター・生きがいセンターとくら

○福祉センター・生きがいセンターにおける収入は自主事業にて発生します。
○自主事業の収入は、①名簿およびリストによるものと②名簿・リストのないものがあります。
それぞれの金銭の流れと管理体制は以下の通りとなっています。

①自主事業講座（エンジョイライフスタディ講座）の受講料とみんなの食堂の参加費が該当します。
a)自主事業講座は7講座開講しており、前期・後期の2期制
b)みんなの食堂は年6回実施しており、事前予約制
②とくらカフェの売上が該当します。
＊全て現金のみとなります　＊A～J：職員

		①		②
現金収受	時期	a)は期初に一括※ b)は実施日当日	時期	カフェ売上発生日
	収受者	A,B,C,Dの内2名	収受者	I,J
	確認および名簿消込		確認	1時間ごとに出杯数と売上金の照合
金庫収納	確認者	E,F	以下同左	
出納帳入力（自主事業コード）		F,G		
口座入金	入金者	F,H何れか		
	入金後通帳確認	G,H何れか		
出納帳・現金有高	点検	F,H		
事業本部点検	前月の収支の照合、出納帳等を点検			
報告	aは月次報告をbは企画終了後市主管課へ報告		年度末締めで月別の売上・支出を市主管課へ報告	

※自主事業講座は途中退会時返金あり

○指定管理事業と自主事業は会計システム上分離した管理としています。また、自主事業は単独金庫となっています。
金庫は事務所（施錠可）内奥の部屋（施錠可）の常時施錠されているロッカーに収納

●当事業所（福祉の杜とくら地域福祉事業所）の会計コードと金庫数

	帳票会計コード	金庫数
福祉センター	40201	1
生きがいセンターとくら	40202	
自主事業	40204	1
地域生きがい交流事業	40203	0
いきいきセンター	40205	1

（15）　障害者の雇用状況

【事業所（団体全体）における障害者雇用率を明記の上、当該施設における障害者雇用の考え方を記載】

私たちは、働く環境を整え、積極的に障がい者雇用を進めています。障がいがあってもなくても、「働くこと」を通じて、仲間を作り、地域課題を解決し、安心して暮らせるまちづくりを目指しています。事業所では、障がいのある人のほか、様々な背景を持つ人たちが仲間として一緒に働いています。

■ 障がい者雇用率の実績

令和８年６月１日現在	
法定雇用率労働者の算定の基礎となる労働者	２、５０８人
身体障がい者数	２８人
知的障がい者数	５．５人
精神障がい者数	３２人
実雇用率	**２.６１％**

■ 障がい者雇用の考え方

国分寺市第 4 次障害者計画にある「だれもがお互いに尊重し、支え合い、障がいとともに自分らしくいきいきと暮らせるまち」を基本理念として、障がいのある人もない人も、すべての市民がお互いの個性と人格を認め合い、共に支え合い、協力し合い、責任を分かち合って生活できる「地域共生社会」を目指します。

共生の地域・まちづくりに向けて、単に法定雇用率を守るだけでなく、障がい者が働くことを通じて、「社会に参加する」実感を持ち、尊厳ある生き方ができる環境を地域と共につくっていきます。

「障害者差別解消法」が改正され、事業所による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。社会的バリアを取り除くために必要な対応について、建設的な対話を深め、地域社会全体の理解を深めていきたいと考えています。

安心して暮らせる場を作り出す～障がいのある子どもをもつ保護者と共に～

法人では、全国的に障がい児の放課後の居場所である「放課後等デイサービス」を立ち上げてきました。放課後等デイサービスを利用できるのは 6 歳から 18 歳であるため、その後の働く場が必要になっています。そのため、就労継続支援Ａ型・Ｂ型事業，生活介護事業、グループホーム事業等、障がいのある人の就労の場づくりに取り組んでいます。

国分寺市内では，令和４年５月に「放課後等デイサービス」卒所後の就労場所である「生活介護事業所あっぷ」を開所し、障がいのある方が安心して暮らせる地域社会の実現に一歩踏み出しました。

（16）　高齢者の雇用状況

【事業所（団体全体）における高齢者（65 歳以上）雇用率を明記の上、当該施設における高齢者雇用の考え方を記載】

■ 高齢者が活躍できる職場へ

少子高齢化により労働人口の減少が予測される中、社会を支える担い手として高齢者の知識や経験を職場に生かしていきます。当法人では就労に当たって、年齢による採用制限は無く、資格要件を満たし健康面で支障が無ければ、面接や試験を行い就労しています。
法人全体の高齢者雇用は右記の通りですが、65 歳以上の就労者については、本人の希望に応じ、話し合いのもと就労継続が可能です。

団体全体の高齢者雇用	
令和８年６月３日届出分	
常用労働者	６，０４５人
65～69 歳	３７４人
70 歳以上	３２８人
65 歳以上実雇用率	１１．６%

健康維持に関しては十分に留意し、体調管理を行いながら一緒に働く職員同士が相談し合いながら補い合って働いています。

■ 当該施設における高齢者雇用の考え方

人生経験が豊富な高齢者の存在は、若者や子育て世帯にとっても、経験を通じて安心感を与え、不安解消につながります。長年かけて培われた高齢者の知識と経験は、人間の生きる力に直結するもので、多世代交流を促進するセンターにおいては、様々な年齢層の職員がいることで、バランスの取れた運営が実現します。その意味でも高齢者の果たす役割は大きいと考えます。

① 高齢者の長年の様々な経験から豊富な知識と経験を職場に生かし継承していきます。
② 働きたい、社会に役に立ちたいという高齢者の生きがいづくりにつなげます。
③ 収入面や健康面だけでなく、働くことを通じて地域づくり、まちづくりに貢献し、地域に支え合いの文化を育みます。
④ 元気な高齢者、働く高齢者が増えることで、地域共生社会づくりへ寄与します。

現在当該施設職員 10 名中 6 名が高齢者です。退職に伴う新規の採用職員については特に年齢の制限は設けませんが、10 名中 5～6 名を高齢者雇用の目安としていきます。

（17） 管理運営に必要な提案金額

【金額のもととなる考え方やポイント】

開館から51年経過しており、経年にともない劣化する各諸設備の点検・確認が、安全・安心な施設であるために、何よりも重要な項目として捉え施設維持管理費目を優先して予算化しています。また、人件費においては、物価上昇に合わせた実質賃金確保の観点での最低賃金推移を踏まえ予算化しています。

昨今のイラン情勢以降不安定な燃料費状況に鑑み、電気代についても注視しながら経費の効率的運用および削減に努めていきます。特に支出費目では大きい割合を占める人件費、施設維持管理費及び電気代については、以下の取組みで支出の削減に努めます。

■最低賃金上昇を踏まえた効率的な人件費の運用

2020 年代中に全国加重平均最低賃金 1,500 円の目標を政府は掲げていますが、東京都の最低賃金に置き換えると毎年50円～70円の上昇が見込まれます。人件費増に対して全体の業務の見直しを行うことで効率的な人件費の運用を図っていきます。重複している諸作業の見直しや、一担当者へ業務が過重とならないよう役割分担の見直しを行なっていきます。

■支出金額の 24%以上を占める施設維持管理費の可能な範囲での見直し

指定管理業務　特記仕様書2の諸業務を完全遂行するために、点検・維持管理業務を委託している委託業者と事前に協議し計画的な維持管理業務を行っていきます。協議する際においては1年11ヶ月の委託契約期間であることを通知し、可能な範囲で見直しを図っていきます。

■支出金額の 20%弱を占める電気代の削減

イラン情勢以降の不安定な燃料費状況にともなう電気代高騰については、空調設備機器のコントロール等使用量の削減施策と併せて、各電気事業者を比較し、より削減が見込める事業者に依頼することで電気代の削減に努めていきます。

※詳細の金額については、別紙収支計算書を参照。

※収支計算書内にある一般管理費（本部経費）の算定根拠については以下の通りとなっています。

〔本施設（福祉センター・生きがいセンターとくら）の一般管理費を除く経費額〕÷〔本施設を含め他の施設の経費額総計（一般管理費除き）〕＝　本施設の経費率

本施設の一般管理費（本部経費）＝　本施設の経費率×本部法人運営維持費

（18）　環境への配慮

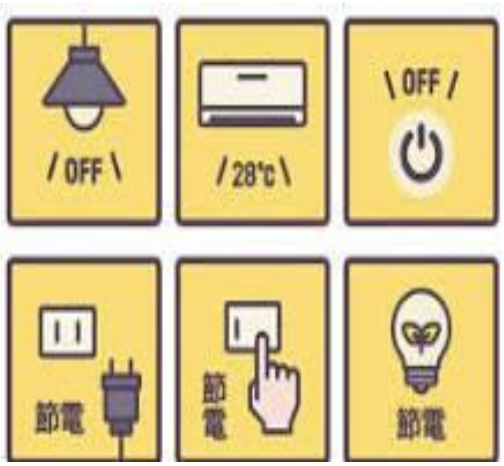
【事業所における省エネルギー、省資源、廃棄物削減、グリーン購入の推進等への取組み状況】

社会的に自然やエネルギー問題に関心が高まる中で、公共の施設においても、効率的で効果的かつ自然と共生できる活用が求められています。限りある資源を大切にし、市民の共有の財産である施設を守っていくために、工夫した利用法を考えていきます。

①　省エネルギー（節電施策）の取組み

電気関係では、空調機器が電気使用量の大きなウエイトを占めます。空調機器の使用期間中は、日々各フロアごとの利用状況にあわせて、フロア別に使用時間のコントロールを行います。また、照明機器の蛍光灯においては必要・不必要な場所を見極め、間引きを行い、取替え可能な白熱電球は「LED電球」に交換していきます、それぞれ節電施策を実行していくことで電気使用量削減に努めていきます。

当センターでは、年間の電気使用量が 25～27 万ｋＷｈで推移していますが、天候与件と燃料調整単価に電気代は左右されるものの、電気使用量については上記施策の徹底で 5%削減を目指します。



②　省資源、破棄物削減の取組み

職員の環境に対する意識を高め、消耗品等の節約や資源の再利用を励行します。また、廃棄物については分別を徹底してリサイクルに努め、さらにゴミの量を意識することで、ゴミそのものの減量を目指すとともにリサイクルの促進に尽力します。

③　グリーン購入の推進

国分寺市グリーン購入ガイドラインに基づき、でき得る限り「グリーン購入」に努めます。白熱電球使用のところは、すべて LED 電球に交換していきますが、その他事務用品等の購入においても積極的に購入推進していきます。また、各団体事務所の水まわりや貸館利用団体の調理室利用では、食器用洗剤は合成洗剤を使用せずグリーン購入を促し協力を仰ぎ、環境への配慮に向けた取組みを行います。

（19）　地域雇用の状況（現状及びこれからの計画）

【当該施設における市内在住者の雇用について、現状およびこれからの計画】

①　積極的な市内雇用

緊急時における迅速な対応が図れるよう、国分寺市民であることを採用時における大きな基準とします。当センターの現在の市内在住者の雇用は10名中5名ですが、高齢者の順次退職に伴い市内在住者を雇用していきます。地域の実情を理解し、人柄、コミュニケーション能力の高い方を雇用し、市内雇用70%を目指します。

②　職員採用に関して

職員採用の考え方として、地域コミュニティの活性化に興味を持ち、利用者・地域の方々とともに施設運営を行えるよう、想いを受け止める姿勢を大切にします。職員同士が情報を共有し、お互いに協力し合うことで円滑な施設運営を行えるような職員集団を構成します。

施設の性格上、地域との関わりが必須となるため、本企画提案書の事業を推進していくためにも、同程度の資格・経験・スキルであれば高齢者も積極的に雇用していきます。福祉センター、生きがいセンターとくらそれぞれの設置目的を理解し、業務の遂行を行えるような人材を採用し、育成していきます。施設の運営においては利用者・地域との協同を大切にし、信頼関係を構築し得るような人材育成に努めます。

③　人員配置計画と職員の勤務態様

人員配置計画は人員配置計画書の通りですが、責任者体制、勤務体制、業務内容は以下の通りとなっています。

● 施設長（館長）：1名　● 常勤職員：1名　● 非常勤職員：7~8名

■ 施設長（館長）は全体の管理責任者として、センターの施設運営・自主事業を管理します。

■ 勤務体制は常時3～5名（日曜日は2～3名）で交替勤務制とします。この体制に限らず、自主事業・イベント等に合わせた人数配置を実施します。

■ 主な職務内容は次のとおりです。

●福祉センター貸館受付・窓口業務　●生きがいセンター受付・窓口業務　●生きがい交流事業　●自主事業　●業務遂行上の付帯業務　●夜警業務

なお、上記職務は館長・常勤職員、非常勤職員問わず兼務体制となります。

■　労働基準法等関連法規を順守し、労働者の勤務状況に合わせ、社会保険を完備します。

（20）　災害時の対応

【地震や火災等の災害が発生した場合の対応】

①　事前の対応

消防訓練・避難訓練の実施

利用者の避難、誘導、安全確保ができるよう消防訓練・避難誘導訓練を、国分寺消防署署員指導の下、定期的に実施します。

利用者の方を安心させるためには、職員の落ち着いた行動が必要となります。そのような落ち着いた行動をとることができるようになるために、定期的な訓練を行い、災害発生時に冷静な対応ができるよう職員の質を高めます。この避難訓練によって、職員だけでなく利用者の災害発生時対応の意識・質をも高めることができると考えています。福祉センター内には、非常口案内板を掲示する等、誰でも一目で避難経路が分かるようにします。

避難訓練役割分担表

令和７年１１月25日（火）実施

自衛消防隊長　　福祉センター長　新井　松則

	訓練内容	事務所	社協	シルバー	虹
1	発見者				
2	報告				
3	災害連絡係（消防署連絡館内放送）				
4	館内巡視係				
	救護係				
	避難誘導係				
	事務所連絡員				
5	消火栓訓練	全			加
6	初期消火訓練	全			加
7	AED操作訓練	全			加

災害連絡係……災害情報の収集・伝達や館内の連携、防災関係機関との連絡調整を行う。

館内巡視係……利用者・施設・設備の被災状況の把握及び報告と危機箇所の点検を行う。

救　護　係……負傷者の応急手当てや医療機関との連絡を行う。

避難誘導係……安全な場所へ誘導を行う。

災害発生時マニュアルの作成

市主管課及び関係機関の連絡先を記載し、災害が発生した場合に即座に連絡できる体制を作ります。災害時に一時避難所である国分寺市立第十小学校に即座に避難できるよう、福祉センターから第十小学校までの地図を掲示します。

避難訓練時にマニュアルも合わせて見直しを行い、必要に応じて改訂します。

②　災害時の対応

災害発生時は職員同士の連携、当法人への連絡を徹底していくだけではなく速やかに国分寺市に災害状況の連絡をします。関係機関と情報共有を随時行いながら、災害発生後の対応をスムーズに行います。国分寺市だけでなく、地域の方とも連携し、利用者の方の安全確保を第一に対応します。具体的には、利用者の方を安全な場所(地区災害時待避所である国分寺市立第十小学校)へ避難させ、安全確認が取れるまで待機します。



また、災害等緊急事態発生時につきましては、公の施設の管理者として市に協力を行います。

(21)　施設の長寿命化を目的とした管理･運用方法等の提案

【募集時に示した具体的水準等への対応の考え方】

昭和 50 年より、約 51 年経過した福祉センター・生きがいセンターとくらは経年と共に施設設備の不具合が発生してきていますが、利用者の安全・安心がいつまでも決して脅かされることのないよう不具合の解消に取組まなければいけないと考えます。

①　日常の巡回点検の中での取組み

日々の巡回点検時に、週 2~3 回の割合で集中点検項目を設定し重点的な点検・確認を実施していきます。

点検項目：照明器具・水道・排水・トイレの扉の鍵・床材のメクレ・外周の植栽・清掃状態等

夜間警備においても、各階および外周を通常の夜間警備時に重点フロアを決め点検・確認を実施していきます。

点検項目：各室の入口ドアおよび窓の鍵の状態、コンセント類、蛍光管、使用水量等

②　施設の長寿命化に向けた考え方

施設の長寿命化のためには、次の過程を踏まえて修繕・取替え・改修に取組んでいきたいと考えます。（突発的な修繕・取替えが必要なものは除きます）

■ 国分寺市包括管理事務所との情報共有を密にし、現状を把握（不具合箇所の洗い出し）

毎月１回、国分寺市包括管理の定期巡回の際に、新たに発生した不具合箇所があれば確認していただき、すでに特定されている不具合箇所とあわせて、現状の不具合箇所を主管課と情報共有します。

なお、定番である設備点検項目箇所については以下の通りです。

エレベーター保守点検

消防設備点検

自家用電気工作物点検

自動ドア点検

空調設備点検

汚水槽点検及び清掃報告



■ 短期的、中期的、長期的に修繕・取替え・改修するかについて市主管課と協議

上記の点検項目の点検結果に基づき、短期的、中期的、長期的に対応するかの方向性を市主管課と協議していきます。また、上記以外で市が点検している項目の点検結果についても情報の共有を図ります。

■ 修繕・取替え・改修に向けての準備

実際の修繕や工事が決定した段階で、来館者、利用者・利用団体へ事前に実施日の告知の徹底を図っていきます。

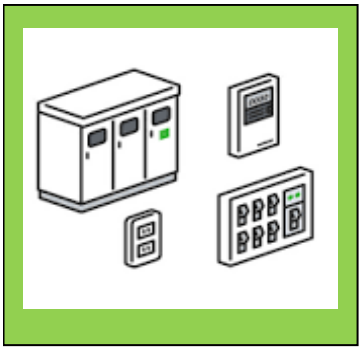
■ 修繕・取替え・改修の実施

修繕や工事の当日は、来館者、利用者・利用団体の安全が図られる措置を講じ、可能な範囲で修繕や工事に立ち合いし、状況に応じて当日の作業状況を市主管課へ報告します。

③ 施設の基本的なインフラも整備が必要と考えます

基本インフラ「電気」「ガス」「水道」（排水）「通信関係」「交通関係」の内「電気」「水道」（排水）の２点の整備が喫緊の課題となっております。

① 電気については、受電設備の内、高圧変圧器の１台は微量の低濃度の PCB が含まれているため、法令上令和９年３月末までの処分となっており、交換が必要です。
また、照明関係については、令和２年には既に蛍光灯用照明器具は生産中止となっており蛍光　管についても令和 11 年頃までには生産中止になる予定で、LED 化が必要です。



② 上下水道については、水道管の腐食が進み赤水が出ており、浄水器のついた蛇口以外の飲用は不適状態ですが、腐食が進まないためにもこまめに定期的な流水を実行していきます。
また、排水・下水道・汚水槽も同様ですが、排水管の腐食が進まないためにも、異臭の漂出を防ぐためにも定期的な流水を実行していきます。

